

[誠実の杜]

せいじつのもり

AIG/りそな ジャパンCSRファンド[愛称:誠実の杜]

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)



AIG投信投資顧問

AIG/りそな
ジャパン CSR ファンド

愛称：[誠実の杜]

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）

2006 年 12 月

AIG 投信投資顧問株式会社

- ・この目論見書により行う「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」（以下「ファンド」ということがあります。）の受益証券の募集については、発行者であるエイアイジー投信投資顧問株式会社（委託会社）は、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 6 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 6 月 15 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 12 月 14 日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、証券取引法第 13 条第 2 項第 1 号に定める文書として、当ファンドを取得しようとする投資者に対し交付が義務付けられている目論見書（交付目論見書）です。
- ・証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める詳細情報を記載した目論見書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、元本が保証されているものではありません。

「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」は、わが国の株式を主要投資対象としておりますので、組入れた株式の価格下落や当該株式の発行者の経営・財務状況の悪化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、エイアイジー投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他」中の《その他の情報》の「ファンドに関する情報」＜振替機関に関する事項＞に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「その他」中の《管理および運営の概要》の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

※受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

エイアイジー投信投資顧問株式会社

「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」〔愛称：誠実の杜〕
投資信託説明書（交付目論見書） 目次

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの概要	1
ファンドの目的および基本的性格	3
ファンドの特色	4
投資方針	7
配分方針	9

ファンドの申込方法について知りたい

ご投資の手引き＜お申込方法＞	10
ご投資の手引き＜ご換金方法＞	12

ファンドの費用と税金について知りたい

費用と税金	14
-------	----

ファンドのリスクについて知りたい

投資リスク	17
-------	----

ファンドの運用について知りたい

委託会社の概況	18
運用体制	19
投資リスクに対する管理体制	20

その他

投資制限	21
管理および運営の概要	23
その他の情報	26
ファンドの運用状況	29
財務ハイライト情報	33
請求目論見書の記載内容	40
用語集	41

<添付>

- ・信託約款「AIG/りそなジャパン CSR ファンド」
- ・信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

ファンドの特徴について知りたい

－ ファンドの概要 －

※この概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の内容のうち、主要な情報を要約したものです。詳細については、各該当ページをご覧ください。

ファンドの名称	AIG/りそなジャパンCSRファンド 愛称:誠実の杜 (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)
基本的性格	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)
ファンドの目的	主としてわが国の株式に投資し信託財産の積極的な成長を目指します。
主な投資対象	主としてわが国証券取引所上場株式に投資する「AIGジャパンCSRマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします(ファミリーファンド方式)。
投資態度	後記「ファンドの特色」および「投資方針」等をご参照ください。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建て資産への投資は行いません。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
主な投資リスク	・ 価格変動リスク ・ 流動性リスク ・ 信用リスク
設定日	平成17年3月18日(金)
お申込期間	平成18年6月15日(木)から平成19年6月14日(木)まで なお、お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取り扱いします。
お申込単位	<自動けいぞく投資コース>…………… 1万円以上1円単位 <一般コース>…………… 1万口以上1万口単位
お申込価額	お申込受付日の基準価額
お申込手数料	お申込受付日の基準価額に3.15%(税抜3%)*の率を乗じて得た額を上限として販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。 *「税」とは消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

信託期間	原則として無期限
決算日	原則として3月15日および9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	<自動けいぞく投資コース>…… 税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。 <一般コース>…………… 決算日から起算して5営業日目からお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し年率1.89%（税抜1.8%）* *「税」とは消費税等相当額をいいます。
解約請求締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。
解約単位	<自動けいぞく投資コース> …… 1口単位 <一般コース>…………… 1万口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
課税上の取扱い	平成20年3月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収（申告不要または総合課税） ※詳しくは後記「費用と税金」をご参照ください。
解約代金の支払い	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

**基準価額等のお問い合わせは、販売会社または
委託会社の照会先にて受付けております。**

エイアイジー投信投資顧問株式会社（以下「AIG投信投資顧問」といいます。）
電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）
ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

ファンドの特徴について知りたい

－ ファンドの目的および基本的性格 －

ファンドの目的

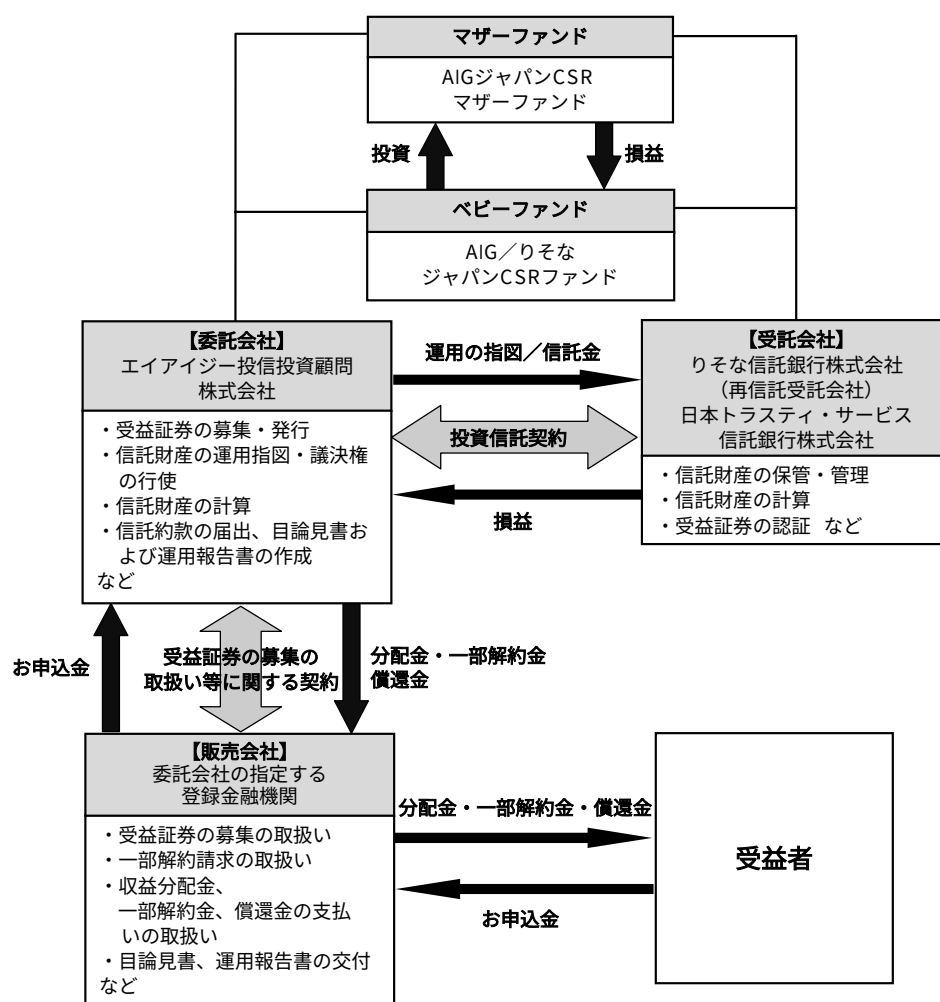
この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）※に属します。

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める追加型株式投資信託の商品分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」をいいます。

ファンドのしくみ



投資信託契約とは、

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

受益証券の募集の取扱い等に関する契約とは、

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益証券の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

ファンドの特徴について知りたい － ファンドの特色 －

ファンドの特色1

わが国の株式を主要投資対象とし、主としてCSR*（企業の社会的責任）への取り組みに着目して投資を行います。

*Corporate Social Responsibilityの略

■当ファンドの運用にあたっては、「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、CSR*の観点を重視して行います。

■TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

※TOPIX（東証株価指数）とは、東京証券取引所が算出・公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。TOPIX（東証株価指数）に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

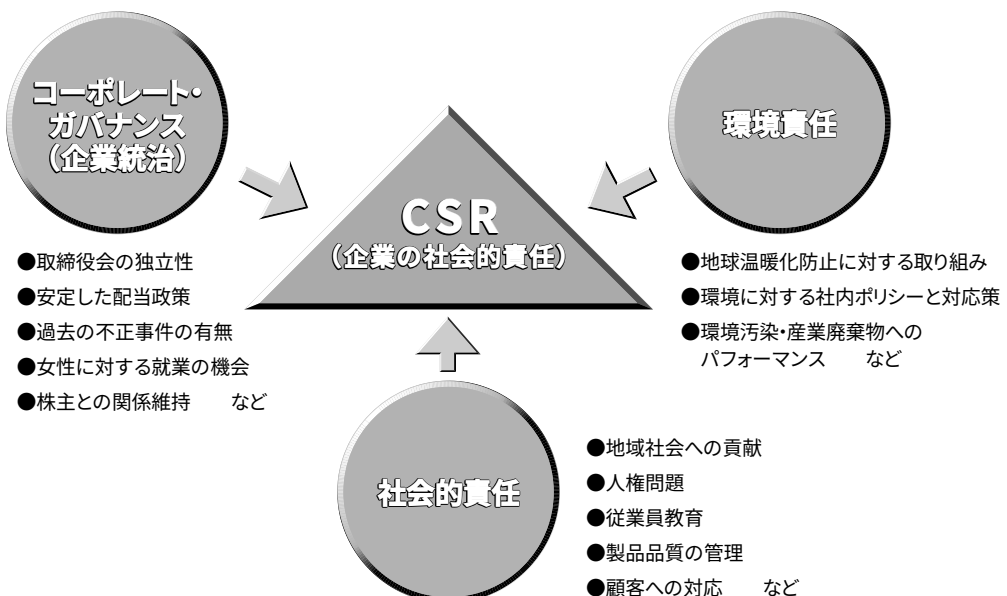
■ファミリーファンド方式で運用します。実質的な運用は「AIGジャパンCSRマザーファンド」への投資を通じて行います。

CSR（企業の社会的責任）とは

- CSR（Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任）とは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3本柱となる理念を重要視する概念を指します（下図参照）。
- 企業がCSRを果たすことに積極的に取り組んでいるかについては、以下のようなCSR評価項目で個別に評価を行います。

CSR投資の3本柱と評価項目*

*ISS社の評価項目は250以上にわたります。



ファンドの特色2

投資候補銘柄の選定にあたっては、ISS社[※]の調査情報を参考に選定します。

- ◆ISS社は、独自の多角的な調査・分析データに基づき、①コーポレート・ガバナンス(企業統治)、②環境責任、③社会的責任の3つの観点から企業のCSR評価を行います。
- ◆AIG投信投資顧問はISS社の調査結果を参考に、社会に対する役割(CSR)を果たしている企業の中から候補銘柄を抽出します。

ISS社のCSR調査・分析手法



※ ISS社の紹介

- ISS (Institutional Shareholder Services) 社は、コーポレートガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。
- コーポレート・ガバナンス、議決権行使等、CSR等の専任のアナリスト170名以上(2006年9月現在)が世界各国でリサーチを行っています。

ファンドの特色3

ISS社の調査結果をもとに、AIG投信投資顧問が独自の分析・手法を用いてポートフォリオを構築します。

- 企業のライフサイクルに着目した分析・手法を用いて、最終的な投資候補銘柄を選びます。
- 株価水準や流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

<AIG/りそな ジャパンCSRファンドの運用プロセス>



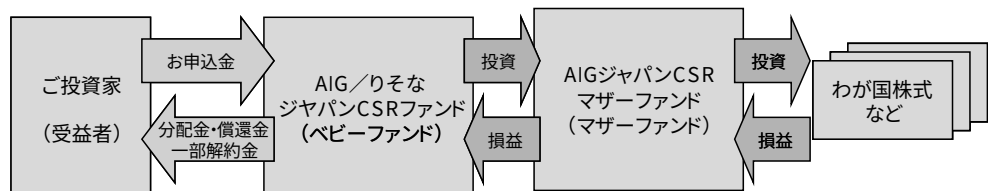
マザーファンドでのポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。

- 1.定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
- 2.ISS社は、前記1.により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
- 3.ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
- 4.前記3.により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。

ファンドの特色4

ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（AIG/りそな ジャパンCSRファンド）とし、ベビーファンドはその資金を主としてAIGジャパンCSRマザーファンドの受益証券へ投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。



※マザーファンドは、今後他のベビーファンドが共有する可能性があります。

ファンドの特徴について知りたい

－ 投資方針 －

基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

主要投資対象

AIGジャパンCSRマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の証券取引所上場株式を対象にCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) の観点を重視した運用を行います。
- ② マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス (企業統治)、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS (Institutional Shareholder Services) 社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。
- ③ TOPIX (東証株価指数) をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- ④ マザーファンドのポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用いて構築します。
- ⑤ 株式への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

参考:マザーファンドの概要

基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の証券取引所上場株式を対象にCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) の観点を重視した運用を行います。
2. 投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス (企業統治)、環境責任、社会的責任の3つの概念からISS (Institutional Shareholder Services) 社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、以下のステップにより行うことを基本とします。
 - ① 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
 - ② ISS社は、前記①により構成された投資対象ユニバースを対象に、CSRの観点から調査を行います。
 - ③ ISS社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
 - ④ 前記③により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。
4. TOPIX (東証株価指数) をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
5. 株式への投資は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
6. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特徴について知りたい

－ 分配方針 －

分配時期

年2回の決算時(原則として毎年3月15日および9月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づいて収益を分配します。
なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、税引き後、決算日の基準価額で翌営業日に当ファンドに再投資されます。

分配方針

- 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。
- 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドの申込方法について知りたい

－ ご投資の手引き＜お申込方法＞ －

お申込期間

平成18年6月15日(木)から平成19年6月14日(木)まで

※お申込みの受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで(年末年始など半日営業日の場合は午前11時まで)とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

※運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得の申込みを受けない場合があります。

※委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みを取消することができます。

※お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お申込単位

お申込みには、収益分配時に分配金を受取る「一般コース」と分配金を税引き後再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込単位は下記のとおりとし、お取扱いコースおよびお申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。

販売会社により異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資コース … 1万円以上1円単位(当初元本1口当り1円)

※収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

※定時定額購入取引および定期引出コースのお取扱いについては、各販売会社にお問い合わせ下さい。

一般コース …………… 1万口以上1万口単位

お申込価額 (発行価格)

お申込受付日の基準価額

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示されます。

※基準価額は毎営業日に算出されます。販売会社または委託会社の照会先へのお問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お申込手数料

お申込受付日の基準価額に3.15%(税抜3%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

ただし、＜自動けいぞく投資コース＞で収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

払込期日

取得申込者は、お申込金額（お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を加えた額）を各販売会社が定める期日までにお支払ください。

※お申込価額の総額は、各追加信託を行う日（原則として申込日の翌営業日）に、各販売会社より、委託会社の口座を経由して、受託会社の当ファンドの口座（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社の当ファンド口座）に振込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

基準価額等の 問い合わせ場所

基準価額および申込手数料等につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせることにより知ることができます。

AIG投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込方法について知りたい

－ ご投資の手引き<ご換金方法> －

解約の請求

毎営業日に解約の請求を受付けます。

- 解約の請求の受付時間は、販売会社の営業日の午後3時までとします。
この受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとなります。
- 一部解約の実行の請求は、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

解約の中止

- 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の基準価額とします。

解約単位

- 自動けいぞく投資コース …… 1口単位
- 一般コース …………… 1万口以上1万口単位

解約価額

解約の請求を受付けた日の基準価額とします。

解約手数料はありません。

※解約価額は毎営業日に算出されます。販売会社または委託会社へ問い合わせることにより
知ることができます。

解約代金のお支払い

原則として、解約の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

**解約価額等の
問い合わせ場所**

解約価額等につきましては、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

AIG投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858(受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

ファンドの費用と税金について知りたい

－ 費用と税金 －

**お申込時、
収益分配時、
途中解約時等
にご負担いただく
費用と税金**

時 期	項 目	費用と税金		納税方法
お申込時	申込手数料	3.15% (税抜3%) ^(注1) を上限として販売会社が設定します。		—
収益分配時	所得税 および 地方税	普通分配金に対し ^(注2)	個人の受益者…10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
			法人の受益者… 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収
途中解約時	所得税 および 地方税	解約価額の 個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者…10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
			法人の受益者… 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収
償還時	所得税 および 地方税	償還価額の 個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者…10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
			法人の受益者… 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収

(注1) 税とは、消費税等相当額をいいます。

(注2) 特別分配金については次ページをご参照ください。

(注3) 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 (申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) をいいます。

(注4) 平成20年4月1日から、20% (所得税15%・地方税5%) となります。

(注5) 平成20年4月1日から、15% (所得税15%) となります。

(注6) 確定申告を行い、総合課税を選択することも可能です。なお、解約時および償還時に損失が生じた場合、確定申告を行うことにより、株式等 (公募株式投資信託を含みます。) の譲渡益との損益通算が可能です。また、当該損失は上場株式と同様に3年間の繰越控除の対象となります。

(注7) <自動けいぞく投資コース>で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料は無手数料となります。

<個別元本について>

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益証券を保護預りとししない場合、記名式受益証券の場合には各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合は、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、自動けいぞく投資コースと一般コースの両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<特別分配金について>

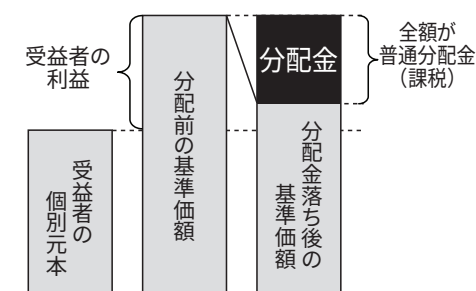
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

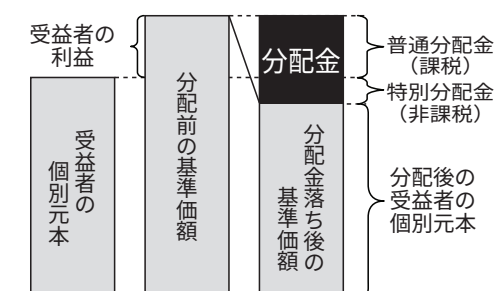
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

<分配金のイメージ図>

1.の場合



2.の場合



※上記はイメージ図であり、個別元本・基準価額・分配金の水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

※詳細については、販売会社にお問い合わせください。

**信託期間中において、間接的にご負担いただく費用と税金
(信託財産から支払う費用と税金)**

信託報酬

- 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89% (税抜1.8%) ※の率を乗じて得た額とします。
委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

	委託会社	販売会社	受託会社
税込	0.945%	0.84%	0.105%
税抜	0.9%	0.8%	0.1%

※上記は年率表示です。

※「税」とは、消費税等相当額をいいます。

- 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支払われます。
- 委託会社の受けとる報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書等の作成に要する費用などが含まれます。

その他の手数料等

次の費用およびそれらにかかる消費税等相当額が信託財産中から支払われます。

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息
- ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、先物取引・オプション取引等に要する費用および信託財産に関する資産を外国で保管する場合の保管等に要する費用
- 一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ指図を行った場合の当該借入金に対する利息

ファンドのリスクについて知りたい

－ 投資リスク －

ファンドは主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの有する主なリスクは、以下の通りです。

なお、当ファンドは主要投資対象をAIGジャパンCSRマザーファンドの受益証券としていますので、同マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けます。

価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済、社会情勢等、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、マザーファンドならびに当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期、および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

※当ファンドはTOPIX（東証株価指数）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものをあらわすものではありません。また、ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックス・ファンド」）ではありません。

ファンドの運用について知りたい

－ 委託会社の概況 －

AIG投信投資顧問株式会社(委託会社)は、世界的な保険・金融サービスグループであるAIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)の資産運用事業部門に属し、主に日本における投資信託業務と機関投資家に対する投資一任・助言業務を展開する資産運用会社です。

委託会社等の概況

○資本金 1,200,091,136円 (2006年10月末日現在)

○会社の沿革

- 1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
- 1987年1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
- 1987年3月 証券投資顧問業者登録。
- 1987年9月 投資一任業務認可取得。
- 1997年2月 三菱信託銀行(現 三菱UFJ信託銀行)株式会社の出資を受けた後、エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
- 1997年3月 証券投資信託委託業の免許取得。
- 1997年4月 投資顧問業務に加え投信委託業務開始。
- 2000年9月 投資顧問業、投資信託委託業務に係る兼業業務開始。
- 2001年6月 AIGグローバル・インベストメント・コープ(AIGGIC)が三菱信託銀行(現 三菱UFJ信託銀行)株式会社の保有株式の全額を取得(出資比率はAIGGIC100%)
- 2001年7月 エイアイジー投信投資顧問(AIG投信投資顧問)株式会社に名称変更。
- 2002年4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

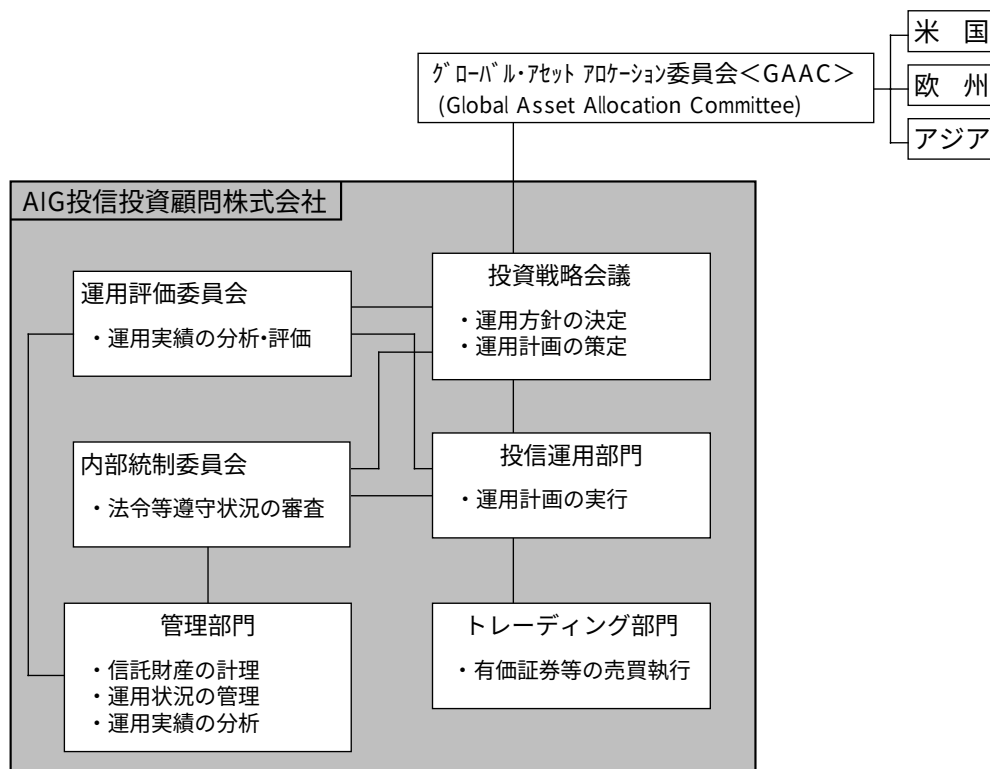
○大株主の状況 (2006年10月末日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国ニューヨーク州10038 ニューヨーク市ウォーター・ストリート 175	37,312株	100%

- 当社が属する資産運用グループAIGグローバル・インベストメント・グループは世界44拠点で1,800名を超える投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界130以上の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。(2006年6月末日現在)

ファンドの運用について知りたい — 運用体制 —

委託会社の 運用体制



グローバル・アセット アロケーション委員会(Global Asset Allocation Committee<GAAC>)

- AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
- 毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
- 原則として年3回、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

運用計画の決定と実行

- 月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
- ファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- 有価証券等の売買はトレーディング部門において執行されます。

パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

※前記の運用体制等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用について知りたい

－ 投資リスクに対する管理体制 －

委託会社におけるリスク管理体制

①運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減及び顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

そ の 他

－ 投資制限 －

各投資対象への 投資制限

投資対象	AIG/りそな ジャパン CSRファンド	【ご参考】 AIGジャパンCSRマザーファンド
株式	株式への実質投資割合には制限を設けません。	株式への投資割合には制限を設けません。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
新株引受権証券 および 新株予約権証券	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建て資産	外貨建て資産への投資は行いません。	外貨建て資産への投資は行いません。

※詳細につきましては、後記信託約款をご参照ください。

その他の 信託約款上の 投資制限

○投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。

ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

○資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

○先物取引等の運用指図

- ・委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

○スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。

○金利先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

○有価証券の貸付の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

○信用取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。

※詳細につきましては、後記信託約款をご参照ください。

法令上の 投資制限

○先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

先物取引等の有価証券関連・金融関連デリバティブ取引等の評価損が信託財産の純資産総額の2分の1に相当する額を上回ることもかかわらず、当該デリバティブ取引等を行うこと、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

○同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、運用指図を行うすべての信託財産で保有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる投資の指図をしないものとします。

そ の 他

－ 管理および運営の概要 －

基準価額とは…

- 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

受益証券の 保管について

- 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は、別に定める契約に基づき販売会社において混蔵保管されます。
これらの場合、受益証券の引き出し請求には応じません。
受益証券の保護預り制度を利用せず、受益者の保管としている受益証券については、各受益者の責任において保管していただきます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

信託期間

- 無期限です。ただし、後記「信託の終了」に掲げる事由等により、投資信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

計算期間

- 原則として、3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

運用経過の ご報告について

- 委託会社は、原則として毎決算時（毎年3月及び9月）および償還時を基準日として運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.aigjic.co.jp/>

信託の終了

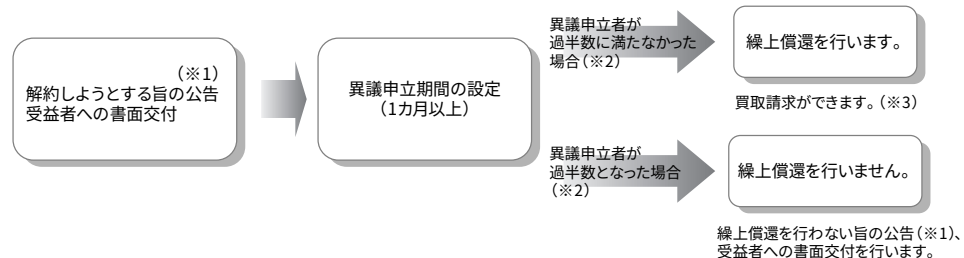
繰上償還が行われる場合

次のいずれかに該当することになった場合には、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

- この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
 - 一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合
- この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届出ます。

繰上償還を行う場合の手続

繰上償還を行うにあたっては、委託会社は受益者の皆様からの異議申立を受付けます。 ※詳細については、後記「信託約款」をご参照ください。



- (※1) この投資信託契約にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (※2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。
- (※3) 異議申立を行った受益者は、自己の有する受益証券を一定期間内に、受託会社に対し、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

信託が終了する場合

次のいずれかに該当することになった場合には、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき
- ※監督官庁がこの信託に関する業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」の変更が不成立となった場合を除き、この信託は当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 受託会社が委託会社の承諾を受けて辞任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

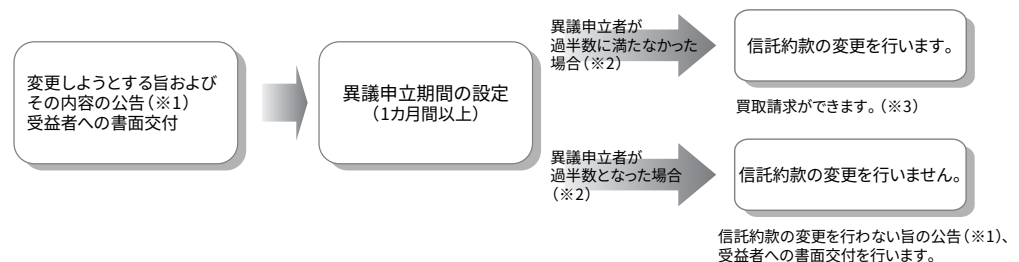
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。

この場合において、委託会社はあらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁へ届出ます。

委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、以下の手順で変更を行います。

重大な信託約款の変更を行う場合の手続

※詳細については、後記「信託約款」をご参照ください。



(※1) この信託約款にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(※2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。

(※3) 異議申立を行った受益者は、自己の有する受益証券を一定期間内に、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

※委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

その他

○信託設定日

平成17年3月18日(金)

○信託金限度額

2,000億円を限度とします。

○公告

委託会社が、受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

○関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集の取扱い等に関する契約」は、有効期間を1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までにいずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新されます。

そ の 他

－ その他の情報 －

ファンドに関する情報

○内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券で、原則として無記名式です。
当初元本は1口当たり1円です。また、格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるエイアイジー投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

○発行価額の総額

2,000億円を上限とします。

○有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

○振替機関に関する事項

該当事項はありません。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

○振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

内国投資信託 受益証券事務 の概要

○既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、前記「信託約款の変更」の「重大な信託約款の変更を行う場合の手続」により信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

○受益証券の名義書換

- ・受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
- ・記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
AIG投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
- ・名義書換手数料は、徴収しません。

○受益者に対する特典

- ・該当事項はありません。

○受益証券の譲渡制限

- ・譲渡制限はありません。
- ・記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益証券の再発行

- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は記名式の受益証券を再交付します。
- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請した時は、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託会社の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。
- ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

そ の 他

－ ファンドの運用状況 －

(1) 投資状況

[AIG/りそな ジャパン CSR ファンド]

(平成 18 年 10 月 31 日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日 本	16,232,621,225	99.96
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6,876,839	0.04
合計 (純資産総額)		16,239,498,064	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(ご参考)

[AIG ジャパン CSR マザーファンド]

(平成 18 年 10 月 31 日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日 本	16,038,169,700	98.80
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		194,269,418	1.20
合計 (純資産総額)		16,232,439,118	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

[AIG/りそな ジャパン CSR ファンド]

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (平成18年10月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	A I G ジャパン C S Rマザー ファンド	11,294,615,381	1.4089	15,912,983,611	1.4372	16,232,621,225	99.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率 (平成18年10月31日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(ご参考) [AIG ジャパン CSR マザーファンド]

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (平成18年10月31日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	853	913,206.77	778,965,381	911,000	777,083,000	4.79
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	88,800	6,317.09	560,958,333	6,930	615,384,000	3.79
日本	株式	キヤノン	電気機器	91,800	5,970.00	548,046,000	6,270	575,586,000	3.55
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	358	1,500,000.00	537,000,000	1,470,000	526,260,000	3.24
日本	株式	松下電器産業	電気機器	183,000	2,458.31	449,871,995	2,445	447,435,000	2.76
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	84,700	5,025.22	425,636,388	5,270	446,369,000	2.75
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	99,900	3,850.00	384,615,000	4,140	413,586,000	2.55
日本	株式	富士通	電気機器	419,000	919.84	385,416,642	954	399,726,000	2.46
日本	株式	三菱電機	電気機器	387,000	964.00	373,068,000	1,020	394,740,000	2.43
日本	株式	三井物産	卸売業	243,000	1,529.00	371,547,000	1,597	388,071,000	2.39
日本	株式	イオン	小売業	140,500	2,850.13	400,443,823	2,755	387,077,500	2.38
日本	株式	リコー	電気機器	162,000	2,350.00	380,700,000	2,310	374,220,000	2.31
日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	273,000	1,537.28	419,679,179	1,347	367,731,000	2.27
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	21,300	16,030.00	341,439,000	17,060	363,378,000	2.24
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	281	1,213,910.09	341,108,735	1,280,000	359,680,000	2.22
日本	株式	信越化学工業	化学	45,200	6,960.00	314,592,000	7,670	346,684,000	2.14
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	577,000	601.53	347,084,682	597	344,469,000	2.12
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	417	852,026.49	355,295,050	818,000	341,106,000	2.10
日本	株式	三井不動産	不動産業	117,000	2,690.00	314,730,000	2,880	336,960,000	2.08
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	44,800	7,658.90	343,118,781	7,510	336,448,000	2.07
日本	株式	大丸	小売業	237,000	1,404.00	332,748,842	1,402	332,274,000	2.05
日本	株式	KDDI	情報・通信業	441	738,000.00	325,458,000	729,000	321,489,000	1.98
日本	株式	エーザイ	医薬品	52,300	5,580.00	291,834,000	5,990	313,277,000	1.93
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	143,000	1,984.00	283,712,000	2,110	301,730,000	1.86
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	496	526,267.49	261,028,679	583,000	289,168,000	1.78
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	585,000	487.83	285,385,063	476	278,460,000	1.72
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	72,900	3,935.60	286,905,293	3,750	273,375,000	1.68
日本	株式	ニコン	精密機器	112,000	2,230.00	249,760,000	2,405	269,360,000	1.66
日本	株式	村田製作所	電気機器	32,900	8,500.00	279,650,000	8,180	269,122,000	1.66
日本	株式	日本精工	機械	272,000	950.00	258,400,000	980	266,560,000	1.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成18年10月31日現在）

種類		業種	投資比率（％）
株式	国内	電気機器	21. 33
		銀行業	13. 09
		医薬品	8. 80
		輸送用機器	8. 53
		小売業	6. 12
		情報・通信業	6. 00
		機械	4. 37
		卸売業	3. 51
		化学	3. 18
		電気・ガス業	2. 68
		精密機器	2. 65
		建設業	2. 54
		鉄鋼	2. 47
		ガラス・土石製品	2. 27
		陸運業	2. 10
		不動産業	2. 08
		食料品	1. 43
		繊維製品	1. 39
		その他金融業	1. 25
		保険業	1. 24
		証券・商品先物取引業	0. 76
		ゴム製品	0. 56
		非鉄金属	0. 36
		金属製品	0. 11
合計			98. 80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
第1期末 (平成17年9月15日)	(分配付)	632,182,479	(分配付)	11,349
	(分配落)	576,476,781	(分配落)	10,349
第2期末 (平成18年3月15日)	(分配付)	10,002,675,776	(分配付)	12,887
	(分配落)	8,527,909,761	(分配落)	10,987
第3期末 (平成18年9月15日)	(分配付)	15,772,097,830	(分配付)	10,465
	(分配落)	15,772,097,830	(分配落)	10,465
平成17年10月末日		3,011,005,856		11,171
11月末日		3,743,626,328		12,028
12月末日		6,109,560,422		12,925
平成18年1月末日		8,067,853,990		13,519
2月末日		8,777,930,084		13,042
3月末日		11,655,976,897		11,557
4月末日		12,682,716,045		11,358
5月末日		12,838,681,515		10,391
6月末日		14,030,238,613		10,385
7月末日		14,788,486,892		10,354
8月末日		15,755,246,118		10,677
9月末日		16,291,707,304		10,608
10月末日		16,239,498,064		10,646

②分配の推移

期 間		1万口当たりの分配金
第1期	自 平成17年3月18日	1,000 円
	至 平成17年9月15日	
第2期	自 平成17年9月16日	1,900 円
	至 平成18年3月15日	
第3期	自 平成18年3月16日	0 円
	至 平成18年9月15日	

③収益率の推移

期 間		収益率
第1期	自 平成17年3月18日	13.5%
	至 平成17年9月15日	
第2期	自 平成17年9月16日	24.5%
	至 平成18年3月15日	
第3期	自 平成18年3月16日	△4.8%
	至 平成18年9月15日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1計算期間については前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

収益率 = (当期末分配落基準価額 - 前期末分配落基準価額) ÷ 前期末分配落基準価額 × 100

そ の 他

－ 財務ハイライト情報 －

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。ファンドの財務諸表は、前期については中央青山監査法人（現 みすず監査法人）による監査を受けており、当期についてはあらた監査法人による監査を受けております。その監査報告書は「財務諸表」に添付されております。

1 貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 事項	当期 (平成18年3月15日現在)	当期 (平成18年9月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,579,879,274	375,570,360
親投資信託受益証券		8,481,833,553	15,527,338,019
未収利息		43	1,028
流動資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407
資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,474,766,015	—
未払解約金		11,910,097	3,154,659
未払受託者報酬		2,618,165	7,092,052
未払委託者報酬		44,508,832	120,564,866
流動負債合計		1,533,803,109	130,811,577
負債合計		1,533,803,109	130,811,577
純資産の部			
元本等			
元本		7,761,926,396	15,071,473,042
剰余金			
期末剰余金		765,983,365	700,624,788
（うち分配準備積立金）		(4,605,070)	(4,264,658)
剰余金合計		765,983,365	700,624,788
元本等合計		—	15,772,097,830
純資産合計		8,527,909,761	15,772,097,830
負債・純資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 事項	前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		396	29,870
有価証券売買等損益		750,801,771	△519,495,534
営業収益合計		750,802,167	△519,465,664
営業費用			
受託者報酬		2,618,165	7,092,052
委託者報酬		44,508,832	120,564,866
営業費用合計		47,126,997	127,656,918
営業利益		703,675,170	—
営業損失金額		—	647,122,582
経常利益		703,675,170	—
経常損失金額		—	647,122,582
当期純利益		703,675,170	—
当期純損失金額		—	647,122,582
一部解約に伴う当期純利益分配額		142,138,574	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	16,247,812
期首剰余金		19,419,801	765,983,365
剰余金増加額		1,822,077,859	685,062,797
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(1,822,077,859)	(685,062,797)
剰余金減少額		162,284,876	87,050,980
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(162,284,876)	(87,050,980)
分配金		1,474,766,015	—
期末剰余金		765,983,365	700,624,788

3 注記表

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)	当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)
1. 期首元本額	557,056,980 円	7,761,926,396 円
期中追加設定元本額	8,512,507,870 円	8,167,312,494 円
期中一部解約元本額	1,307,638,454 円	857,765,848 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	—	15,071,473,042 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,929,098 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (553,607,498 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,674,607,714 円) 及び分配準備積立金 (4,605,070 円) より、分配対象収益額は 2,240,749,380 円 (1 万口当たり 2,886.84 円) であり、うち 1,474,766,015 円 (1 万口当たり 1,900 円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (696,360,130 円) 及び分配準備積立金 (4,264,658 円) より、分配対象収益額は 700,624,788 円 (1 万口当たり 464.86 円) ありますが、当期については分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
親投資信託受益証券	8,481,833,553	656,369,402
合 計	8,481,833,553	656,369,402

当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
親投資信託受益証券	15,527,338,019	△512,765,495
合 計	15,527,338,019	△512,765,495

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)

該当事項はありません。

当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)	当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)
1口当たり純資産額	1.0987 円	1.0465 円
(1万口当たり純資産額)	(10,987 円)	(10,465 円)

(ご参考)

当ファンドは「AIG ジャパン CSR マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「AIG ジャパン CSR マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

1 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 事項	(平成 18 年 3 月 15 日現在)	(平成 18 年 9 月 15 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		73,165	184,255
コール・ローン		864,105,880	250,994,853
株式		8,331,602,500	15,287,935,600
未収入金		—	143,514,486
未収配当金		4,234,905	3,922,200
未収利息		23	687
流動資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081
資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081
負債の部			
流動負債			
未払金		718,007,590	159,648,559
流動負債合計		718,007,590	159,648,559
負債合計		718,007,590	159,648,559
純資産の部			
元本等			
元本		5,792,415,184	11,018,548,126
剰余金			
期末剰余金		2,689,593,699	4,508,355,396
剰余金合計		2,689,593,699	4,508,355,396
元本等合計		—	15,526,903,522
純資産合計		8,482,008,883	15,526,903,522
負債・純資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081

2 注記表

平成 17 年 9 月 16 日から平成 18 年 3 月 15 日までについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または証券会社・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 18 年 3 月 15 日現在)	(平成 18 年 9 月 15 日現在)
1. 期首元本額	489,745,366 円	5,792,415,184 円
期中追加設定元本額	6,243,543,796 円	5,333,298,764 円
期中一部解約元本額	940,873,978 円	107,165,822 円
期末における元本の内訳		
ファンド名		
AIG／りそな ジャパン		
CSR ファンド	5,792,415,184 口	11,018,548,126 口
合計	5,792,415,184 口	11,018,548,126 口
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託受益証券の総数	—	11,018,548,126 口

(有価証券に関する注記)

前期（平成 18 年 3 月 15 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
株 式	8,331,602,500	681,947,197
合 計	8,331,602,500	681,947,197

当期（平成 18 年 9 月 15 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
株 式	15,287,935,600	13,392,292
合 計	15,287,935,600	13,392,292

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成 18 年 3 月 15 日現在）

該当事項はありません。

当期（平成 18 年 9 月 15 日現在）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成 18 年 3 月 15 日現在)	(平成 18 年 9 月 15 日現在)
1口当たり純資産額	1.4643 円	1.4092 円
(1万口当たり純資産額)	(14,643 円)	(14,092 円)

そ の 他

－ 請求目論見書の記載内容 －

ファンドの 詳細情報の項目

下記の項目は、請求目論見書に記載されております。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

そ の 他

－ 用語集 －

委託会社	ファンドの設定・運用指図、受益証券の募集・発行、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行う会社（運用会社）を指します。
運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに委託会社が作成し、販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
基準価額	ファンドの申込・解約の際の基準となる価額で、ファンドの純資産総額を受益権の総口数で割り算出されます。原則として毎営業日計算され、日々変動します。
受託会社	委託会社との間の「投資信託契約」に基づき、信託財産の保管・管理・計算、受益証券の認証等を行う信託銀行を指します。
信託期間	ファンドが設定されてから償還されるまでの期間をいいます。
販売会社	委託会社との間の「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づき、受益証券の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および解約代金の支払いの取扱い等を行う証券会社および登録金融機関等を指します。
ファミリーファンド方式	投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券へ投資し実質的な運用を行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

追加型証券投資信託

[AIG／りそな ジャパン CSR ファンド]

約 款

エイアイジー投信投資顧問株式会社

[AIG／りそな ジャパン CSR ファンド]
運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、投資信託財産の積極的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

AIG ジャパン CSR マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の証券取引所上場株式を対象に CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点を重視した運用を行います。
- ② マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の 3つの概念から ISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に選定します。
- ③ TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- ④ マザーファンドのポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用いて構築します。
- ⑤ 株式への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産の総額の 50%以下とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 26 条の範囲で行ないません。

- ⑨ スワップ取引は、約款第 27 条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引は、約款第 28 条の範囲で行いません。

3. 収益分配方針

年 2 回の決算時（原則として毎年 3 月 15 日および 9 月 15 日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- ② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
[AIG／りそな ジャパン CSR ファンド]
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金224,426,774円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については224,426,774口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ、均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。ただし、第3項の規定により発行する受益証券には、収益分配金交

付票を添付しないことができます。

② 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 5,000 万口券の 6 種類とします。

③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）が累積投資約款にしたがい締結した契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り約款にしたがい締結した契約に基づき保管する受益証券の種類は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができるものとします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する登録金融機関は、第 11 条第 1 項の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する登録金融機関との間で、別に定める契約を締結した取得申込者に対しては 1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に第 3 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、第 3 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に 3% の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する登録金融機関が独自に定めるものとします。

④ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益証券の取得申込の受付を中止すること、及び既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 40 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し実費を請求することができます。

(投資対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - チ. 金銭債権(イ. リ. ル. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - リ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。)
 - ヌ. 金融先物取引(金融先物取引法第 2 条第 1 項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。)
 - ル. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの(金融先物取引を除きます。)
 - ヲ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - A. 金銭(信託財産を主としてイ. からル. までの掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)
 - B. 有価証券
 - C. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された「AIG ジャパン CSR マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および次の有価証券(ただし本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時

価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合もしくは投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第 22 条 委託者は、投資信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 24 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券もしくは当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 26 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本

の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 32 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の表示および記載の省略)

第 34 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 35 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 3 月 16 日から 9 月 15 日まで、および 9 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 3 月 18 日から平成 17 年 9 月 15 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(投資信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 42 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 180 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
 - ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 48 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位（ただし、1 万口単位の取得にかかる受益証券については 1 万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約

の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は前項のほか、前条の一部解約により受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項および第2項の投資信託契約の解約を行いません。

⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款を変更しません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 55 条 第 49 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求

に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

- ④ 受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 17 年 3 月 18 日

委託者 エイアイジー投信投資顧問株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成 18 年 5 月 1 日現在の約款の内容）
運用の基本方針 約款第 19 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。 2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑨ スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。 ⑩ 金利先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行います。 （信託の種類、委託者および受託者） 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としします。 （信託の事務の委託） 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。 （信託の目的および金額） 第 3 条 委託者は、金 224,426,774 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。 （信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意の<u>うへ</u>、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意の<u>うへ</u>、第 1 項の限度額を変更することができます。 （信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 46 条第 1 項および第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項による信託終了の日までとします。 （受益権の取得申込の勧誘の種類） 第 6 条 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 （当初の受益者） 第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 224,426,774 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ、均等に分割します。 ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうへ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および	運用の基本方針 約款第 22 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。 2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 26 条の範囲で行います。 ⑨ スワップ取引は、約款第 27 条の範囲で行います。 ⑩ 金利先渡取引は、約款第 28 条の範囲で行います。 （信託の種類、委託者および受託者） 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としします。 （信託の事務の委託） 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。 （信託の目的および金額） 第 3 条 委託者は、金 224,426,774 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。 （信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意の<u>上</u>、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意の<u>上</u>、第 1 項の限度額を変更することができます。 （信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項および第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項による信託終了の日までとします。 （<u>受益証券</u>の取得申込の勧誘の種類） 第 6 条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託<u>および</u>投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。 （当初の受益者） 第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、<u>第 8 条</u>により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 224,426,774 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ、均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および

社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （信託日時異なる受益権の内容） 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 （受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。 （受益権の設定にかかる受託者の通知） 第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。 （受益権の申込単位および価額） 第 13 条 委託者の指定する登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する登録金融機関との間で、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。 ② 前項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当	社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （信託日時異なる受益権の内容） 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 （受益証券の発行および種類） 第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。ただし、第 3 項の規定により発行する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。 ② 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 5,000 万口券の 6 種類とします。 ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）が累積投資約款にしたがい締結した契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り約款にしたがい締結した契約に基づき保管する受益証券の種類は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができるものとします。 （受益証券の発行についての受託者の認証） 第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。 （受益証券の申込単位および価額） 第 13 条 委託者の指定する登録金融機関は、第 11 条第 1 項の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する登録金融機関との間で、別に定める契約を締結した取得申込者に対しては 1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
--	---

該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ④ 前項の手数料の額は、取得申込を受付けた日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に3%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する登録金融機関が独自に定めるものとします。 ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。 （受益権の譲渡にかかる記載または記録） 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。 ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。 ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 （受益権の譲渡の対抗要件） 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <削除> <削除> <削除> <削除> （投資の対象とする資産の種類） 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利	② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に第3項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ③ 前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に3%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する登録金融機関が独自に定めるものとします。 ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑤ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益証券の取得申込の受付を中止すること、及び既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。 （受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続） 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 （記名式の受益証券譲渡の対抗要件） 第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 （無記名式の受益証券の再交付） 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 （記名式の受益証券の再交付） 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 （受益証券を毀損した場合等の再交付） 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。 （受益証券の再交付の費用） 第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し実費を請求することができます。 （投資対象とする資産の種類） 第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
---	--

ハ、有価証券オプション取引にかかる権利 ニ、外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ、有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利 ヘ、有価証券店頭オプション取引にかかる権利 ト、有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利 チ、金銭債権（イ、リ、ル、に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。） リ、約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。） ス、金融先物取引（金融先物取引法第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利 ル、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの（金融先物取引を除きます。）にかかる権利（ロ、からト、までに掲げるものに該当するものを除きます。） ヲ、次に掲げるものを信託する信託の受益権（イ、に掲げるものに該当するものを除きます。） A、金銭（信託財産を主としてイ、からル、までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。） B、有価証券 C、金銭債権 2、次に掲げる特定資産以外の資産 イ、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利 ロ、為替手形 ハ、抵当証券 （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された「AIG ジャパン CSR マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1. 株券または新株引受権証券 2. 国債証券 3. 地方債証券 4. 特別の法律により法人の発行する債券 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。） 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。） 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。） 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。） 10. 特定目的信託にかかる受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。） 11. コマーシャル・ペーパー 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） 15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） 16. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） 17. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。） 18. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。） 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 20. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）	ハ、有価証券オプション取引にかかる権利 ニ、外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ、有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利 ヘ、有価証券店頭オプション取引にかかる権利 ト、有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利 チ、金銭債権（イ、リ、ル、に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。） リ、約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。） ス、金融先物取引（金融先物取引法第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利 ル、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの（金融先物取引を除きます。）にかかる権利（ロ、からト、までに掲げるものに該当するものを除きます。） ヲ、次に掲げるものを信託する信託の受益権（イ、に掲げるものに該当するものを除きます。） A、金銭（信託財産を主としてイ、からル、までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。） B、有価証券 C、金銭債権 2、次に掲げる特定資産以外の資産 イ、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利 ロ、為替手形 ハ、抵当証券 （運用の指図範囲等） 第21条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された「AIG ジャパン CSR マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1. 株券または新株引受権証券 2. 国債証券 3. 地方債証券 4. 特別の法律により法人の発行する債券 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。） 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。） 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。） 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。） 10. 特定目的信託にかかる受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。） 11. コマーシャル・ペーパー 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 13. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） 15. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） 16. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） 17. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。） 18. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。） 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 20. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
---	---

21. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの なお、第1号の証券または証書および第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合もしくは投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 （運用の基本方針） 第18条 委託者は、投資信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 （投資する株式等の範囲） 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。 （同一銘柄の株式等への投資制限） 第20条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券もしくは当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 （信用取引の指図範囲） 第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次	21. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの なお、第1号の証券または証書および第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合もしくは投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 （運用の基本方針） 第22条 委託者は、投資信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 （投資する株式等の範囲） 第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。 （同一銘柄の株式等への投資制限） 第24条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券もしくは当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 （信用取引の指図範囲） 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。 ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ
---	--

の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券 （先物取引等の運用指図・目的・範囲） 第 22 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 （スワップ取引の運用指図・目的・範囲） 第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託	の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券 2. 株式分割により取得する株券 3. 有償増資により取得する株券 4. 売り出しにより取得する株券 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券 （先物取引等の運用指図・目的・範囲） 第 26 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 （スワップ取引の運用指図・目的・範囲） 第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託
--	---

財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (金利先渡取引の運用指図・目的・範囲) 第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (有価証券の貸付の指図および範囲) 第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 (保管業務の委任) 第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。	財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 (金利先渡取引の運用指図・目的・範囲) 第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。 ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 (同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (有価証券の貸付けの指図および範囲) 第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 (保管業務の委任) 第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
---	---

(有価証券の保管) 第 28 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (混蔵寄託) 第 29 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。 (投資信託財産の表示および記載の省略) 第 30 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。 (一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第 31 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。 (再投資の指図) 第 32 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 (資金の借入れ) 第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。 ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。 ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。 (損益の帰属) 第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え) 第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。 ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。 (信託の計算期間) 第 36 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年3月18日から平成17年9月15日までとします。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。 (投資信託財産に関する報告) 第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財	(有価証券の保管) 第 32 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (混蔵寄託) 第 33 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。 (投資信託財産の表示および記載の省略) 第 34 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。 (一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第 35 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。 (再投資の指図) 第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 (資金の借入れ) 第 37 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。 ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。 ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。 (損益の帰属) 第 38 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え) 第 39 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。 ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。 (信託の計算期間) 第 40 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年3月18日から平成17年9月15日までとします。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。 (投資信託財産に関する報告) 第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託
---	---

産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 （信託事務の諸費用） 第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 （信託報酬等の額および支弁の方法） 第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 180 の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 （収益の分配方式） 第 40 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 （収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） 第 41 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）</u>に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 43 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に交付されます。</u>この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを	財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 （信託事務の諸費用） 第 42 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 （信託報酬等の額および支弁の方法） 第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 180 の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 （収益の分配方式） 第 44 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第 45 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、<u>収益分配金交付票と引き換えに</u>受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。</u>この場合、委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
---	---

行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。 ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。 ④ 一部解約金（第 44 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとし、 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。 ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 （収益分配金および償還金の時効） 第 43 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 （信託の一部解約） 第 44 条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位（ただし、1 万口単位の取得にかかる受益権については 1 万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。 ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。 ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約	③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。 ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。 ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 （収益分配金および償還金の時効） 第 47 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 （信託の一部解約） 第 48 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位（ただし、1 万口単位の取得にかかる受益証券については 1 万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額とします。 ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。 ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算
--	--

の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出された価額とします。 (質権口記載又は記録の受益権の取扱い) 第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。 (投資信託契約の解約) 第46条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の<u>うえ</u>、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は前項のほか、前条の一部解約により受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の<u>うえ</u>、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に<u>かかる</u>すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項および第2項の投資信託契約の解約を行いません。 ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 (投資信託契約に関する監督官庁の命令) 第47条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第51条の規定にしたがいます</u>。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第48条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第51条第4項に該当する場合を除き</u>、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。 (受託者の辞任に伴う取扱い) 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は<u>第51条の規定にしたがい</u>、新受託者を選任します。 ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 (投資信託約款の変更) 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の<u>うえ</u>、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。	日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出された価額とします。 <新設> (投資信託契約の解約) 第49条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の<u>上</u>、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は前項のほか、前条の一部解約により受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の<u>上</u>、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に<u>係る</u>すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項および第2項の投資信託契約の解約を行いません。 ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 (投資信託契約に関する監督官庁の命令) 第50条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第54条の規定に従います</u>。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第54条第4項に該当する場合を除き</u>、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。 (受託者の辞任に伴う取扱い) 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は<u>第54条の規定に従い</u>、新受託者を選任します。 ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 (投資信託約款の変更) 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の<u>上</u>、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
---	---

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款を変更しません。 ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (反対者の買取請求権) 第52条 第46条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第46条第4項</u>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。 (公告) <u>第53条</u> 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 (投資信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第54条</u> この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付 則) (添付投資信託約款付則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。) <u>第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u>	② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る<u>全ての</u>受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款を変更しません。 ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (反対者の買取請求権) 第55条 第49条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第49条第4項</u>または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。 (公告) <u>第56条</u> 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 (投資信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第57条</u> この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
--	---

AIG/りそな
ジャパン CSR ファンド

愛称：[誠実の杜]

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

請求目論見書

2006 年 12 月

AIG 投信投資顧問株式会社

- ・この目論見書により行う「AIG/りそな ジャパン CSR ファンド」の受益証券の募集については、発行者であるエイアイジー投信投資顧問株式会社（委託会社）は、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 6 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 6 月 15 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 12 月 14 日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める文書（ファンドの詳細情報を記載した目論見書）として、ファンドを取得しようとする方からの請求があった場合に交付される目論見書（請求目論見書）です。

「AIG/りそな ジャパン CSR ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、元本が保証されているものではありません。

「AIG/りそな ジャパン CSR ファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「AIG/りそな ジャパン CSR ファンド」は、わが国の株式を主要投資対象としていますので、組入れた株式の価格下落や当該株式の発行者の経営・財務状況の悪化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

「AIG/りそな ジャパン CSR ファンド」

請求目論見書 目次

ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
（1）資産の評価	3
（2）保管	3
（3）信託期間	4
（4）計算期間	4
（5）その他	4
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	12
（1）貸借対照表	12
（2）損益及び剰余金計算書	13
（3）注記表	14
（4）附属明細表	15
2 ファンドの現況	21
純資産額計算書	21
第5 設定及び解約の実績	21

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成17年3月18日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

受益証券の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。

お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2）販売単位・販売価額

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取るコース＜一般コース＞と、収益分配金を税引後、当ファンドに再投資する＜自動けいぞく投資コース＞の2つのコースがあり、各コースの販売単位は後記の通りです。取得申込者は、お申込時にいずれかのコースをご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後にコースを変更することはできません。また、＜自動けいぞく投資コース＞を選択した取得申込者の方は、取得申込にあたり販売会社との間で累積投資契約を締結していただきます。

●自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位（※）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料等を差し引いた残額で当ファンドの受益証券を取得することになります。

●一般コース：1万口以上1万口単位

受益証券の販売価額は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が定める手数料（当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を加算した価額とします。詳しくは販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

なお、収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。さらに、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

①ご換金の請求の受付

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位（1万口単位の取得にかかる受益証券については1万口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求は、販売会社の毎営業日に受付けます。クローズド期間はありません。

この場合の請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することがあります。

②換金時の価額等

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。
- 3) マザーファンドにおける組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。
- 4) 基準価額は、設定日以降の委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

(2)【保管】

自動けいぞく投資コースを選択した受益者の受益証券は、販売会社との別に定める契約に基づき、販売会社において混蔵保管されます。これらの場合、受益証券の引出しの請求には応じません。受益者から受益証券の返還請求があったときは、一部解約の請求があったものとみなします。受益証券の保護預り制度を利用せず、受益者の保管としている受益証券については、各受益者の責任において保管していただきます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（下記（5）その他 1）信託の終了をご参照ください。）

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。

ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ロ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 投資信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
3. 受託会社の辞任による場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 1. 委託会社は、投資信託委託業者の事業の全部または一部を譲渡することがあります。また、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 3) 投資信託約款の変更
- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の投資信託約款を変更しません。
 - 5. 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記1. から5.までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2.の書面の交付を原則として行いません。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として毎決算時（毎年3月および9月）及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ http://www.aiggic.co.jp/
--

7) 受益証券の種類

1. 委託会社は、投資信託約款の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。ただし、後記3.により発行する受益証券については収益分配金交付票を添付しないことができます。

2. 委託会社が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の6種類とします。

3. 前記2.にかかわらず、別に定める契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができるものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

8) 信託財産に属する有価証券等の保管等

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

2. 受託会社は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以

下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

- ①委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ②委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ③信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
- ④内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

3. 受託会社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

9) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

10) 関係会社との契約の更改

販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益証券の募集の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益証券の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて請求する権利を有します。

＜一般コース＞の収益分配金は、毎計算期間終了日から起算して5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜自動けいぞく投資コース＞の収益分配金は、税引き後、毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。＜自動けいぞく投資コース＞をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は償還金を、保有する受益証券の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、前計算期間（平成17年9月16日から平成18年3月15日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当計算期間（平成18年3月16日から平成18年9月15日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

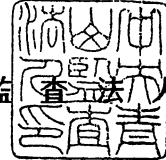
(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前計算期間（平成17年9月16日から平成18年3月15日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人(現みずず監査法人)による監査を受けており、当計算期間（平成18年3月16日から平成18年9月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月29日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 毅 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAIG/りそな ジャパンCSRファンドの平成17年9月16日から平成18年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIG/りそな ジャパンCSRファンドの平成18年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エイアイジー投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年10月18日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I G／りそな ジャパンC S Rファンドの平成18年3月16日から平成18年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G／りそな ジャパンC S Rファンドの平成18年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エイアイジー投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

AIG／りそな ジャパン CSR ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	当期 (平成18年3月15日現在)	当期 (平成18年9月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,579,879,274	375,570,360
親投資信託受益証券		8,481,833,553	15,527,338,019
未収利息		43	1,028
流動資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407
資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,474,766,015	—
未払解約金		11,910,097	3,154,659
未払受託者報酬		2,618,165	7,092,052
未払委託者報酬		44,508,832	120,564,866
流動負債合計		1,533,803,109	130,811,577
負債合計		1,533,803,109	130,811,577
純資産の部			
元本等			
元本		7,761,926,396	15,071,473,042
剰余金			
期末剰余金		765,983,365	700,624,788
(うち分配準備積立金)		(4,605,070)	(4,264,658)
剰余金合計		765,983,365	700,624,788
元本等合計		—	15,772,097,830
純資産合計		8,527,909,761	15,772,097,830
負債・純資産合計		10,061,712,870	15,902,909,407

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		396	29,870
有価証券売買等損益		750,801,771	△519,495,534
営業収益合計		750,802,167	△519,465,664
営業費用			
受託者報酬		2,618,165	7,092,052
委託者報酬		44,508,832	120,564,866
営業費用合計		47,126,997	127,656,918
営業利益		703,675,170	—
営業損失金額		—	647,122,582
経常利益		703,675,170	—
経常損失金額		—	647,122,582
当期純利益		703,675,170	—
当期純損失金額		—	647,122,582
一部解約に伴う当期純利益分配額		142,138,574	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	16,247,812
期首剰余金		19,419,801	765,983,365
剰余金増加額		1,822,077,859	685,062,797
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(1,822,077,859)	(685,062,797)
剰余金減少額		162,284,876	87,050,980
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(162,284,876)	(87,050,980)
分配金		1,474,766,015	—
期末剰余金		765,983,365	700,624,788

(3) 【注記表】

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)	当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)
1. 期首元本額	557,056,980 円	7,761,926,396 円
期中追加設定元本額	8,512,507,870 円	8,167,312,494 円
期中一部解約元本額	1,307,638,454 円	857,765,848 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	—	15,071,473,042 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 17 年 9 月 16 日 至 平成 18 年 3 月 15 日	当期 自 平成 18 年 3 月 16 日 至 平成 18 年 9 月 15 日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (7,929,098 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (553,607,498 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,674,607,714 円) 及び分配準備積立金 (4,605,070 円) より、分配対象収益額は 2,240,749,380 円 (1 万口当たり 2,886.84 円) であり、うち 1,474,766,015 円 (1 万口当たり 1,900 円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (696,360,130 円) 及び分配準備積立金 (4,264,658 円) より、分配対象収益額は 700,624,788 円 (1 万口当たり 464.86 円) ありますが、当期については分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
親投資信託受益証券	8,481,833,553	656,369,402
合 計	8,481,833,553	656,369,402

当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
親投資信託受益証券	15,527,338,019	△512,765,495
合 計	15,527,338,019	△512,765,495

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)

該当事項はありません。

当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	前期 (平成 18 年 3 月 15 日現在)	当期 (平成 18 年 9 月 15 日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0987 円 (10,987 円)	1.0465 円 (10,465 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (平成 18 年 9 月 15 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額
親投資信託受益証券	AIG ジャパン CSR マザーファンド	11,018,548,126	15,527,338,019
合計		11,018,548,126	15,527,338,019

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは「AIG ジャパン CSR マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「AIG ジャパン CSR マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	(平成18年3月15日現在)	(平成18年9月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		73,165	184,255
コール・ローン		864,105,880	250,994,853
株式		8,331,602,500	15,287,935,600
未収入金		—	143,514,486
未収配当金		4,234,905	3,922,200
未収利息		23	687
流動資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081
資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081
負債の部			
流動負債			
未払金		718,007,590	159,648,559
流動負債合計		718,007,590	159,648,559
負債合計		718,007,590	159,648,559
純資産の部			
元本等			
元本		5,792,415,184	11,018,548,126
剰余金			
期末剰余金		2,689,593,699	4,508,355,396
剰余金合計		2,689,593,699	4,508,355,396
元本等合計		—	15,526,903,522
純資産合計		8,482,008,883	15,526,903,522
負債・純資産合計		9,200,016,473	15,686,552,081

(2)【注記表】

平成17年9月16日から平成18年3月15日までについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成17年9月16日 至 平成18年3月15日	自 平成18年3月16日 至 平成18年9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または証券会社・銀行等の提示する価額で評価します。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成18年3月15日現在)	(平成18年9月15日現在)
1. 期首元本額	489,745,366 円	5,792,415,184 円
期中追加設定元本額	6,243,543,796 円	5,333,298,764 円
期中一部解約元本額	940,873,978 円	107,165,822 円
期末における元本の内訳		
ファンド名		
AIG／りそな ジャパン CSR		
ファンド	5,792,415,184 口	11,018,548,126 口
合計	5,792,415,184 口	11,018,548,126 口
2. 本報告書における開示対象		
ファンドの計算期間末日に	—	11,018,548,126 口
における当該親投資信託受益		
証券の総数		

(有価証券に関する注記)

前期（平成 18 年 3 月 15 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
株 式	8,331,602,500	681,947,197
合 計	8,331,602,500	681,947,197

当期（平成 18 年 9 月 15 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価損益
株 式	15,287,935,600	13,392,292
合 計	15,287,935,600	13,392,292

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成 18 年 3 月 15 日現在）

該当事項はありません。

当期（平成 18 年 9 月 15 日現在）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成 18 年 3 月 15 日現在)	(平成 18 年 9 月 15 日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4643 円 (14,643 円)	1.4092 円 (14,092 円)

(3)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成18年9月15日現在）

(1) 株式

通貨	銘 柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	大和ハウス工業	143,000	1,984	283,712,000	
	積水ハウス	53,000	1,725	91,425,000	
	日揮	7,000	1,918	13,426,000	
	明治乳業	276,000	759	209,484,000	
	アサヒビール	12,400	1,671	20,720,400	
	東レ	251,000	866	217,366,000	
	クラレ	10,000	1,287	12,870,000	
	住友化学	145,000	892	129,340,000	
	トクヤマ	6,000	1,532	9,192,000	
	信越化学工業	50,200	6,960	349,392,000	
	宇部興産	276,000	323	89,148,000	
	日立化成工業	3,600	2,875	10,350,000	
	資生堂	12,000	2,405	28,860,000	
	武田薬品工業	32,200	7,710	248,262,000	
	アステラス製薬	44,500	4,890	217,605,000	
	中外製薬	32,700	2,530	82,731,000	
	エーザイ	52,300	5,580	291,834,000	
	ツムラ	97,000	2,855	276,935,000	
	住友ゴム工業	103,800	1,249	129,646,200	
	旭硝子	247,000	1,550	382,850,000	
	新日本製鐵	406,000	486	197,316,000	
	住友金属工業	279,000	456	127,224,000	
	同和鉱業	11,000	1,064	11,704,000	
	住友電気工業	28,500	1,534	43,719,000	
	住生活グループ	7,600	2,490	18,924,000	
	ディスコ	24,200	7,020	169,884,000	
	小松製作所	91,000	2,035	185,185,000	
	ダイキン工業	6,400	3,550	22,720,000	
	日本精工	272,000	950	258,400,000	
	NTN	97,000	890	86,330,000	
	イビデン	29,700	5,900	175,230,000	
	東芝	307,000	792	243,144,000	
	三菱電機	417,000	964	401,988,000	
	富士通	402,000	920	369,840,000	
	松下電器産業	178,000	2,455	436,990,000	
	ソニー	84,400	4,970	419,468,000	
	アドバンテスト	9,600	11,830	113,568,000	
	カシオ計算機	77,700	2,320	180,264,000	
	村田製作所	32,900	8,500	279,650,000	
	キャノン	91,800	5,970	548,046,000	
	リコー	162,000	2,350	380,700,000	
	デンソー	34,900	3,980	138,902,000	
	トヨタ自動車	77,900	6,250	486,875,000	
	アイシン精機	6,700	3,480	23,316,000	
	マツダ	237,000	705	167,085,000	
	本田技研工業	99,900	3,850	384,615,000	
	ニコン	149,000	2,230	332,270,000	

通貨	銘 柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	HOYA	35,500	4,160	147,680,000	
	東京瓦斯	534,000	602	321,468,000	
	大阪瓦斯	215,000	419	90,085,000	
	東日本旅客鉄道	393	853,000	335,229,000	
	野村総合研究所	21,300	16,030	341,439,000	
	KDDI	441	738,000	325,458,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	189	526,000	99,414,000	
	三井物産	243,000	1,529	371,547,000	
	三菱商事	18,200	2,185	39,767,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	66,800	3,950	263,860,000	
	大丸	224,000	1,407	315,168,000	
	イオン	129,700	2,860	370,942,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	485	1,500,000	727,500,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	279	1,220,000	340,380,000	
	横浜銀行	225,000	900	202,500,000	
	スルガ銀行	114,000	1,449	165,186,000	
	住友信託銀行	65,000	1,231	80,015,000	
	みずほフィナンシャルグループ	827	914,000	755,878,000	
	大和証券グループ本社	102,000	1,326	135,252,000	
	日興コーディアルグループ	36,000	1,422	51,192,000	
	ミレアホールディングス	91	2,140,000	194,740,000	
	三井不動産	117,000	2,690	314,730,000	
小計		7,624,105		15,287,935,600	
合計		7,624,105		15,287,935,600	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

[AIG／りそな ジャパン CSR ファンド]

(平成18年10月31日現在)

I 資産総額	16,342,296,604 円
II 負債総額	102,798,540 円
III 純資産総額 (I - II)	16,239,498,064 円
IV 発行済数量	15,254,116,186 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	1.0646 円 (10,646) 円

(注) I の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

(ご参考) [AIG ジャパン CSR マザーファンド]

(平成18年10月31日現在)

I 資産総額	16,402,819,593 円
II 負債総額	170,380,475 円
III 純資産総額 (I - II)	16,232,439,118 円
IV 発行済数量	11,294,615,381 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	1.4372 円 (14,372) 円

第5 【設定及び解約の実績】

[AIG／りそな ジャパン CSR ファンド]

期間		設定口数	解約口数
第1期	自 平成17年3月18日	915,488,169	358,431,189
	至 平成17年9月15日		
第2期	自 平成17年9月16日	8,512,507,870	1,307,638,454
	至 平成18年3月15日		
第3期	自 平成18年3月16日	8,167,312,494	857,765,848
	至 平成18年9月15日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。



**AIG Global
Investment Corp. (Japan)**

A Member of American International Group, Inc.